

# 国民健康保険ガイド

★保険課 ☎ 25- 1 1 1 6



現在ご利用の国民健康保険被保険者証（保険証）と資格確認書の有効期限は7月31日(木)まで！

## 新しい国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせを送付します

マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナ保険証の利用登録をしていない方には、8月から使用する新しい資格確認書を、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを7月上旬に発送します。

マイナンバーカードを  
お持ちでない方

（特定記録郵便で）  
**資格確認書（青色）**  
を送付



▲資格確認書

マイナ保険証を  
登録していない方

マイナ保険証を  
お持ちの方

（普通郵便で）  
**資格情報のお知らせ**  
を送付

### 新しい資格確認書・資格情報のお知らせが届いたら

記載内容を確認し、誤りや変更がある場合は、資格確認書または資格情報のお知らせ、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を持って、保険課または支所市民福祉課へ申し出てください。

### 古い保険証・資格確認書（ピンク色）は処分を！

8月1日(金)以降にご自身で処分してください。なお、保険証には個人情報に記載されています。処分するときは、はさみで切るなどして、内容が読み取られないようご注意ください。

## 国保に加入している70歳から74歳の方の資格確認書等について

医療費の負担割合が記載された資格確認書または資格情報のお知らせを7月上旬に発送します。医療費の負担割合は所得等の状況に応じて、2割または3割となります。8月以降に70歳を迎える方は、誕生日の翌月（1日が誕生日の方はその月）から適用となるため、誕生月の月末（1日が誕生日の方は前月末）に送付します。

マイナ保険証をご利用でない方は、手続きを忘れずに！

## 国民健康保険限度額適用認定証の更新手続きをお願いします

現在の「国民健康保険限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）」（以下「認定証」という）の有効期限は7月31日(木)です。マイナ保険証をご利用でない方で、8月以降も引き続き「認定証」の交付が必要な場合は、更新手続きをお願いします。

なお、マイナ保険証を利用すると、更新の手続きなく支払いが自己負担限度額までになりますので、ぜひご活用ください。

●更新期間 7月18日(金)～8月29日(金)

●受付窓口 保険課、支所市民福祉課

●用意 国保の保険証（手続きが7月31日までの場合）、資格確認書または本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

※国保税に滞納があると、認定証の交付を受けられません。

※転入や未申告等で所得が不明な場合、上位所得者の区分となります。

### 限度額適用認定証とは

国保加入者が1か月に1つの医療機関で高額な治療を受ける際、窓口で提示すると支払いが自己負担限度額までになります。ただし、差額ベッド代等の保険が適用されないものや、入院中の食事代は別に支払いが必要です。※更新期間後も随時申請できますが、認定証は申請した月の初日から有効となります。月を遡った発行はできないためご注意ください。※認定証を提示しなかった場合、自己負担限度額を超えた支払い分は、後から高額療養費の支給対象となります。

## 国民健康保険税納税通知書と 特別徴収決定通知書は7月上旬に発送します

納税方法には、普通徴収と特別徴収があります。詳しくは通知書に同封のお知らせをご確認ください。

## 交通事故にあったら…

交通事故や他人の犬に噛まれたなど、第三者（加害者）からの行為でけがや病気をした場合は、治療を受ける前に必ず保険課へ連絡してください。



# 後期高齢者医療制度で 医療を受けている皆さんへ

★保険課 ☎ 25- 1 2 4 5



## 被保険者証から「後期高齢者医療資格確認書」へ

マイナンバーカードと保険証が一体化され、保険証の新規発行が終了しました。今年度は、すべての被保険者に保険証の代わりになる「**資格確認書**」を送付します。来年度以降は、マイナ保険証をお持ちの方には「**資格情報のお知らせ**」、お持ちでない方には「**資格確認書**」を発送予定です。

## 後期高齢者医療被保険者証（資格確認書）が8月1日に更新されます

資格確認書は、7月中旬に特定記録郵便で発送します。7月末日までに届かない場合は、保険課へお問い合わせください。

### ○負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の自己負担割合は、前年の所得等をもとに判定を行います。負担割合は、資格確認書に記載してあります。



## 保険証と限度額認定証が一体化されました

医療機関での支払いが所得区分に応じた金額までとなる、資格確認書（限度区分が併記されたもの）を発行しています。

**対象** 次の①②のいずれかに該当する方

- ①被保険者が住民税非課税世帯（世帯全員が所得申告済みで住民税非課税の世帯）の方
- ②現役並み所得者で、課税所得が690万円未満（本人及び同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者の課税所得）の方

**申請方法** 資格確認書を持参し保険課または支所市民福祉課へ

前年度にいずれかの認定証を発行されている方で、今年度も該当する方には、限度区分を併記した資格確認書を送付します。

### マイナ保険証で更新を簡単に！

マイナ保険証をお持ちの方は、事前の手続きなく自己負担限度額を超える支払いが免除されます。マイナ保険証をぜひご利用ください。



## 令和7年度の保険料額決定通知書は7月中旬に送付します

### ○被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度の被保険者となる前日に被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額がかかりません。また、均等割額は、制度加入後2年間に限り5割軽減されます。

なお、所得の少ない方に対する均等割額の軽減にも該当する場合、軽減割合の大きい方が適用されます。  
※保険料の納め方は、同封のお知らせをご確認ください。